

管船火長・直庫二名 蔡宗貴 馬五頼

梢水共に六十七名

貢謝の方物を除く外、附搭の土夏布二百匹

右の執照は通事葉崇吾等に付し、此れに准ぜしむ

万曆二十四年（一五九六）九月初八日給す

執照

注* 『明実録』万曆二十五年十月庚申の条に関連の記事がある。

1-32-04

世子尚寧の、遭難の琉球人を返還した中国官員を護送するた
め通事梁順等を遣わす執照（一五九六、九、八）

琉球国中山王世子尚（寧）、官員を護送する事の為にす。

照得するに本年（一五九六）六月二十四日、欽差の福建提督軍
門金（学曾）の恩もて鳥船一隻を給し、兼ねるに市舶提挙司通事
馮璽・夥長陳徳、舵工曾廷を差わし、本船一隻に坐駕して、夷梢
の哈那等三十二名を護送するを蒙る。護送して国に到りて俱に照
らして収めて訖る外、今、当に時に応じて回省して復命すべし。
礼として当に奉送すべし。此の為に今、通事梁順等を差わして員
役を護送して回還せしむるに、誠に所在の官司の盤阻して便なら

ざるを恐る。本府、除外に今、洪字第十三号半印勘合執照を給し、
通事梁順等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の
去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し
て困つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須ら
く出給に至るべき者なり。

計開

通事一員 梁順 人伴三名

管船直庫一名 濟尼

梢水共に二十八名

右の執照は通事梁順等に付し、此れに准ぜしむ

万曆二十四年（一五九六）九月初八日給す

執照

注（一）市舶提挙司通事（二九〇四）注（二）河口四通事を参照。

（二）夥長 火長に同じ。（二六一九）注（一）参照。

1-32-05

世子尚寧の、関白秀吉の動静を急報するため使者守達魯等
を遣わす執照（一五九八、四、七）

琉球国中山王世子尚（寧）、倭情を飛報する事の為にす。